

秋田市中央卸売市場・秋田市公設地方卸売市場業務条例の
一部改正に関する取引参加者等からの意見募集について

「その他の取引ルール」の取扱いについて、卸売市場の業務条例に規定するときは、取引参加者等からの意見を聴き定めることとされております。

本市場では、「その他の取引ルール」について、これまで、卸売市場内の事業者等によるワーキンググループ検討会などを開催し、意見聴取のうえ検討を行い、以下の方針としております。

については、このことについて、取引参加者等から意見を募集するものです。

その他の取引ルール	規定内容(案)	方針
第三者販売 (卸売業者が仲卸業者および売買参加者以外の者に対して卸売をすることです。)	<u>(1) 第三者販売の禁止</u> 卸売業者が仲卸業者および売買参加者以外の第三者に卸売をする取引の原則禁止から、その取引を認めることとし、届出の義務を付すものとします。	規制緩和 (届出制)
商物一致 (市場外にある品物について卸売できないことです。)	<u>(2) 商物一致</u> 卸売業者が市場以外の場所にある物品を卸売することを禁止から、卸売をできるものとします。	規制緩和
自己買受け (卸売業者が委託物品を買付物品として買い受けることです。)	<u>(3) 自己買受けの禁止</u> 卸売業者が卸売の委託を受けた物品を、自らその卸売の相手となって買い受けることを禁止から、買い受けをできるものとします。	規制緩和
直荷引き(じかにびき) (仲卸業者が卸売業者以外から物品を買い入れて販売することです。)	(4) ^{じかにび} <u>直荷引きの禁止</u> 仲卸業者が卸売業者以外から物品を買い入れて販売する取引の原則禁止から、その取引を認めることとし、届出の義務を付すものとします。	規制緩和 (届出制)
卸売業者および仲卸業者における役員の兼務	<u>(5) 役員の兼務の禁止</u> 卸売業者、卸売業者の役員、仲卸業者の役員等が、仲卸業者の役員を兼務することの禁止から、それを認めるものとします。	規制緩和

その他の取引ルール	規定内容(案)	方針
仲卸業者の販売の委託の引受け禁止	<u>(6) 仲卸業者の委託販売の禁止</u> 仲卸業者が卸売業者の業務である委託物品の引受けをし、販売する取引の禁止は継続します。	現行維持
受託拒否の禁止 (卸売業者が委託物品について、その受託を拒否することです。) ※中央卸売市場では法で規制されていますが、地方卸売市場では規制がありません。	<u>(7) 受託拒否の禁止</u> 卸売業者が委託の申込があった物品の受託を正当な理由なく拒むことを禁止することについて、規定しないこととします。	規制緩和

【参考】

「共通の取引ルール」(遵守事項)は、次のとおりです。

1 差別的取扱いの禁止

卸売業者の出荷者、仲卸業者等への不当な差別的取扱いを禁止するものです。

2 受託拒否の禁止

卸売業者が委託の申込があった物品の受託を正当な理由なく拒むことを禁止するものです(中央卸売市場のみが規制の対象)。

3 取引条件、取引結果および売買取引・決済の方法の公表

卸売業者や開設者がインターネットの利用その他適切な方法により公表することを義務付けるものです。